

2福保子計第1056号
令和3年1月8日

各区市町村児童福祉主管部長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部長
高野 克己
(公印省略)

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令されました。

今回の緊急事態宣言は、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く、感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものとなっており、保育所や学童クラブ等の対応について、厚生労働省より、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和3年1月7日付け事務連絡）が発出されました。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、下記のとおり、対応していただくようお願いいたします。

記

- 1 保育所や学童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただくようお願いいたします。
- 2 児童や職員が罹患した場合等は、感染拡大防止の観点から保健所等と連携の上、濃厚接触者の範囲の確認を行い、臨時休園等を検討するとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じるなどの御対応をお願いいたします。